
7046. インボイス・パッキング リスト情報照会

業務コード	業務名
11V	インボイス・パッキングリスト情報照会

1. 業務概要

インボイス・パッキングリスト情報、インボイス・パッキングリスト仕分情報、インボイス・パッキングリスト情報の移管履歴のいずれかを照会する。

2. 入力者

システム識別	照会区分	照会名称	照会可能者
海上	A	インボイス・パッキングリスト情報照会	税関、通関業、輸出入者
海上	B	インボイス・パッキングリスト仕分情報照会	税関、通関業
海上	C	インボイス・パッキングリスト移管履歴情報照会	税関、通関業、輸出入者
航空	A	インボイス・パッキングリスト情報照会	税関、通関業、輸出入者、航空貨物代理店（輸出の場合）
航空	B	インボイス・パッキングリスト仕分情報照会	税関、通関業、航空貨物代理店（輸出の場合）
航空	C	インボイス・パッキングリスト移管履歴情報照会	税関、通関業、輸出入者、航空貨物代理店（輸出の場合）

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

(A) システムに登録されている利用者であること。

(B) 以下のいずれかの条件を満たしていること。

(a) 照会区分が「A」または「C」の場合

①税関であること。

②「インボイス・パッキングリスト情報登録（I V A）」業務で指定された通関用申告予定者であること。または、通関用申告予定者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

③「利用資格移管（R S I）」業務でインボイス・パッキングリスト情報の利用資格が移管されている場合は、現在利用資格を持つ通関用申告予定者であること*1。または、通関用申告予定者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

④R S I業務でインボイス・パッキングリスト情報の利用資格が移管されている場合は、直前まで利用資格を持っていた通関用申告予定者であること*1。

⑤I V A業務を実施した利用者であること。

⑥輸出入者コードまたは法人番号の情報出力先と同一の輸出入者であること。

⑦輸出入申告事項登録情報の「申告等予定者コード」項目に入力された通関業者であること。

(* 1) 詳細は、7. 特記事項を参照。

(b) 照会区分が「B」の場合

①税関であること。

②対象のインボイス・パッキングリスト仕分情報を登録・訂正した通関用申告予定者であること。

または、通関用申告予定者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

③輸出入申告情報の申告等予定者であること。または、申告等予定者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

なし。

(3) インボイス・パッキングリストDBチェック

(A) 照会区分に「A」が入力された場合

入力された電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBが存在すること。

(B) 照会区分に「B」が入力された場合

①入力された電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBが存在すること。

②インボイス・パッキングリスト仕分情報が存在すること。

(C) 照会区分に「C」が入力された場合

入力された電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBが存在すること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
インボイス・パッキングリスト照会情報	(1) 照会区分がAの場合 (2) エラーの場合	入力者
インボイス・パッキングリスト仕分照会情報 (輸出)	照会区分がBの場合かつ輸出インボイスの場合	入力者
インボイス・パッキングリスト仕分照会情報 (輸入)	照会区分がBの場合かつ輸入インボイスの場合	入力者
インボイス・パッキングリスト移管履歴照会情報	照会区分がCの場合	入力者

7. 特記事項

(1) 入力資格及び移管履歴照会情報の出力内容について

RSI業務、IVA業務（訂正）を行うことにより、本業務の入力資格及び移管履歴照会情報の出力内容が変更となる。以下に、具体例を示す。

業務ルート				各業務実施後のIIV業務（移管履歴照会情報）			
順番	業務	入力者	入力内容	照会可能者 (通関業)	出力内容 (通関業者)	出力内容 (元請)	出力内容 (前資格者)
1	IVA(登録)	輸出入者 (通関業A)	通関業者に Aを指定	A	A	A	スペース
2	RSI	通関業A	移管先にB を指定	A、B	B	A	A
3	RSI	通関業B	移管先にC を指定	A、B、C	C	A	B
4	RSI	通関業C	移管先にD を指定	A、C、D	D	A	C
5	IVA(訂正)	輸出入者 (通関業A)	通関業者に Aを指定	A、D	A	A	D
6	RSI	通関業A	移管先にB を指定	A、B	B	A	A

(2) 申告可能者による照会権限について

利用者Aが、「申告可能者登録（UKY）」業務で、申告可能な利用者として、利用者Bを登録した場合、利用者Aのインボイス・パッキングリスト情報について、利用者Bが照会可能となるが、利用者Bのインボイス・パッキングリスト情報については、利用者Aが照会することはできない。

利用者Bが、UKY業務で、申告可能な利用者として、利用者Aを登録した場合、利用者Bのインボイス・パッキングリスト情報について、利用者Aが照会可能となる。